

## 令和7年度第1回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 令和8年2月12日(木) 午後3時00分から午後4時00分まで

■と ころ 岸和田市立中央公民館 2階 講座室2

■出席委員 委 員 平田 陽子  
委 員 服部 崇博  
委 員 宮崎 陽子  
委 員 伊藤 政也  
委 員 炭谷 文香

### ■許可議案審議

建築基準法第55条第4項第二号許可(議案第1号)(諮問) (公開)

建築基準法第43条第2項第二号許可一括同意基準による許可の報告 53件 (公開)

■そ の 他 配 席 図 別紙のとおり  
傍 聴 人 0名

### ○開 会

委員委嘱後初の審査会のため、会長、会長代理の互選に当たり、委員より推薦等がなかったことから、事務局より会長には平田委員、会長代理には服部委員を推薦し、承認された。

事務局より、会議開催にあたり委員5人であるので岸和田市建築審査会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしているため、有効である事を報告。

令和7年度第1回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として服部委員及び宮崎委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

- 建築基準法第55条第4項第二号許可 議案第1号について  
事務局より議案第1号の説明を行った。(資料2参照)

委 員) 資料2の概要に記載の建築物の高さについて、P4許可申請第三面の許可申請に記載の高さと若干ずれがあるが、何か理由があるのか。

事務局) P4の申請書記載の高さが今回申請高さとなっており、資料の高さが平成5年許可当時の高さを記載しており、今回の申請と過去の申請時の高さが異なっている

ため記載が間違っておりました。

委員) 車椅子使用の学生さんについて今年度の4月に入学しており、この約1年は1階を主に使用しているとの事であり、今回設置のEVを使用する際は正門から向かって左のスロープから大きく回って移動すると説明があったが、正門から右へはなぜ直接移動できないのか。

事務局) 正門から利用の際は、向かって正面と右手は階段になっているため左側のスロープを利用するしか移動方法がないのが現状である。ただ基本的には車で送迎されており、車専用の門から校舎のある1階まで車で横付けできているため、主には1階を利用している。ただ特別教室が2・3階にあるため、移動が困難になっているとのことでEV設置工事を来年度の中で行っていきたいとのことで申請がなされておりす。

委員) 今回許可を行い、工事が行われEVが設置されるのはいつごろになる予定か。

事務局) 予定では、来年度末の令和9年3月31日となっているが、実際まだ発注時期がいつになるかは不明である。実際工事が始めれば1年かかるような工事ではないので着工すれば半年ほどでできるはずである。

委員) 早ければ来年の秋ごろには使用できるのか。

事務局) 着工が4月すぐにできるかはわからないため何とも言えない状況である。

委員) 当該生徒が3年生になってしまえば、結局1階を使用することになる。

事務局) 特別教室はあいかわらず2・3階となるため上階への移動は楽になる。

委員) 岸和田市内でEVが設置されている中学校は何校ぐらいあるのか。

事務局) 現在は1校のみで今回で2校目になります。

委員) 今はEVがない状態であるが、当該生徒さんほどのように上階へ移動されているのか。

事務局) おそらく介助されて階段を上り下りされていると思われます。

委員) 普段使用する普通教室へは介助されているのか。

事務局) 普通教室は配置換えにより1階に設けているが、1階に移動できない特別教室への移動には苦慮しているのが現状である。

委員) 今回はEVの設置計画であるが、上階への移動以外については検討の必要がないのか。

事務局) 身障者用のトイレも既に整備されており、数年前には和式便所から洋式便所への改修も行われており、改修工事は順次進められている。

委員) 他校に設置されたEVに乗った経験があるが、そのEVは今は使用されていないため、昇降時にすごく揺れると感じた。何か揺れる理由があるのか。

事務局) メーカーの仕様の問題や建付けの問題はあるかと思うが、構造上は問題ないと思われる。保守点検も行っていると思われるため、安全上の問題もないはずである。当該校も2年前に改修を行ったが、車いす使用の生徒が入学したため同様の工事を行った経緯がある。当該生徒は卒業したため、現在は使用していないと思われる。今回も同様だが普段の使用を制限し、先生が鍵を管理して使用の必要があるときのみ利用する運用を行っている。本来は入学前に設置できればいいのだが、

入学されてからの設置にならざるを得ないのが現状である。

委員) 外観については既存校舎との景観上影響はないか。

事務局) 景観の届出が必要であるため、奇抜な外観にはならないはずである。

委員) 耐火仕様などは考慮されていると思われるが、地震には考慮されているのか。

事務局) 現在の EV の基準では火災と同様に地震についても規定されている。P 波 S 波を感知して自動制御がかかるシステムなどが義務化されている。火災についても建物の火災報知機と連動して最寄階もしくは 1 階に自動で停まる仕様になっている。

会長) 特に意見はないか。意見がなければ、本報告について同意するものとして良いか。

各委員) 了。

審議の結果、出席委員全員の一致により「議案第 1 号」の同意の決議が行われた。

- 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可一括同意基準による許可の報告について事務局より説明を行った。(資料 3 参照)

会長) 特に意見はないか。意見がなければ、本報告について了承するものとして良いか。

各委員) 了。

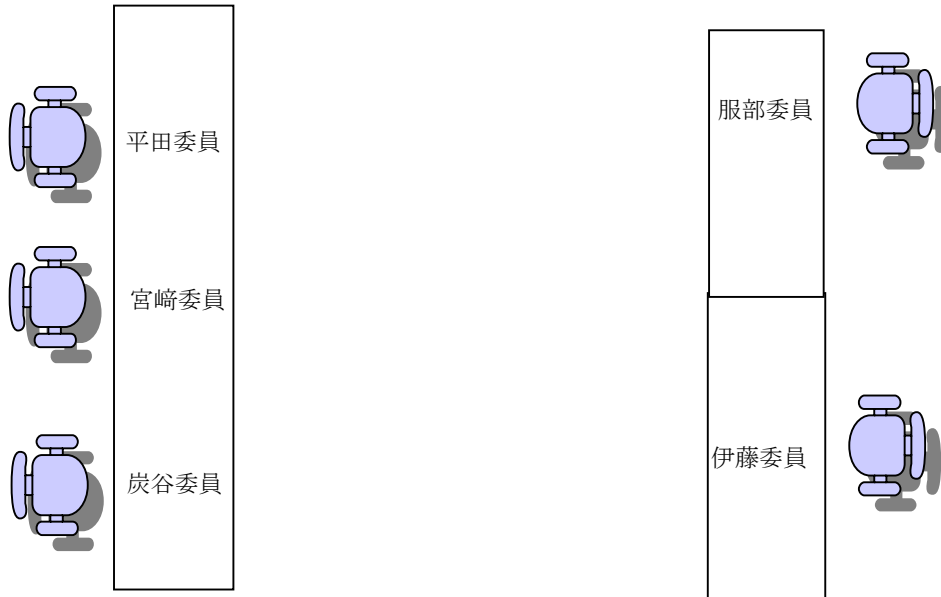
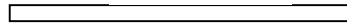
報告の結果、建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可 一括同意基準による報告について了承された。

会長) 以上で審査会を終了とする。

令和7年度第1回建築審査会 配席

岸和田市立中央公民館 2階 講義室2

スクリーン



建築指導担当 野崎担当長	建設指導課 岩崎課長	まちづくり推進部 奥野部長	都市計画課 渡邊課長
-----------------	---------------	------------------	---------------



建築指導担当 真邊主任	建築審査担当 久禮担当長	建築指導課 成子参事	総務管財課 藤原主幹
----------------	-----------------	---------------	---------------



傍聴席	
-----	--

